

(理事会の招集の手続き)

- 第30条 理事会は必要に応じ理事長が招集し、理事長がその議長となる。
- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するには、理事に対しその開会の日の5日前までに会議の目的である事項、並びに開会の日時、及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
 - 4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。
 - 5 理事会は、会議システムにより開催することができる。

(付則)

1. 第27条の規約を第30条に変更し、また条文の一部を削除し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
2. 平成19年2月16日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、適用する。
3. 第5項を加え、令和3年4月1日から施行する。